

神奈川県県有施設への公衆無線 LAN 整備についての募集要項

1 趣旨

神奈川県では、「かながわ I C T ・データ利活用推進計画」に基づき、I C T の利活用に当たり、個人間で様々な要因による格差が生じないように、利用の機会等の格差の是正に向けた取組を進めており、県の庁舎等施設に公衆無線 LAN を整備するために、県と共に事業を進める民間の事業者、NPO 法人等を募集します。

2 事業内容等

(1) 事業内容

本事業への応募により選定した公衆無線 LAN サービス整備運用事業者等(以下「事業者」という。)には、別添の「公衆無線 LAN アクセスポイント設置候補施設一覧」のうち、事業者が希望する施設に公衆無線 LAN アクセスポイントを整備し、保守・運用していただきます。

平常時には、事業者が自社の商用サービスを提供できることとします。ただし、災害時には、全ての県民等が制限なく利用できるようにサービスを開放していただきます。

(2) 事業期間

本事業に関する協定の締結から当該年度の末日までとしますが、長期間にわたり継続的にサービスを提供していただく観点から、事業者または県からの申し出がない限り、年度ごとに自動的に更新するものとします。

(3) 要件

ア 公衆無線 LAN アクセスポイント (以下、「アクセスポイント」という。) の仕様

(ア) 設置に際して、回線敷設等の工事を伴わないこと。(インターネット側の回線へも、携帯電話回線網等無線で接続することを想定しています。)

(イ) 商用 100V 電源で稼動すること。外形寸法は、幅、奥行き、高さ共に各 200mm 以内に収まること。(電源コード長は除く。)

イ セキュリティ対策

(ア) 利用端末とアクセスポイント間の通信が 802.11i (WPA2) 以上の規格により暗号化されること。(ただし、初回利用時のユーザー登録や認証プロセスの過程で、一時的に無線 LAN に接続する場合などは除く。)

(イ) 同じアクセスポイントに接続している端末間で直接の通信が禁止されていること。

(ウ) 利用時には利用者毎に認証が必要なこととし、認証の仕組みを事業者が保有していること。また、利用者の個人情報適切に管理されていること。

ウ アクセスポイントの運用及び公衆無線 LAN サービスの提供

(ア) 利用者からの問合せについて、年中無休で対応できること。

(イ) 県が行政用ネットワークの整備、運用等に支障が生じると判断した場合は、サービス提供を即時停止し、県の指示に従うこと。

(4) 必要経費

機器の調達、設置、移設、撤去等に係る費用、運用費用、修繕等保守費用及び公衆無線 LAN サービスに係る全ての費用（利用者問合せ対応等を含む）については、事業者の負担とします。

なお、設置に係る施設の使用料は無償とし、電気代については県が負担します。

(5) その他

ア 事業者は、公衆無線 LAN サービスの広報用掲示物の扱いについては、当該施設の管理者の指示に従うこととします。（施設により、掲示が認められない場合があります。）

イ 機器を設置する事業者と、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者は、同一でなくても結構です。（複数事業者で機器を共用できることが望ましい。）その場合、県との連絡窓口及び非常時の対処は、機器を設置した事業者となります。

ウ 本事業は、県の庁舎等施設へのアクセスポイントの設置に関して、特定の事業者が独占することを認めるものではありません。各施設毎に複数の事業者がアクセスポイントを設置する可能性があることをご理解のうえ、ご応募ください。

ただし、施設の物理的条件（電源コンセントの数量や位置、アクセスポイントの設置スペース等）により、当該施設に複数事業者のアクセスポイントが設置できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。（その際、同一施設に同時に申込みがあった場合は、当該施設周辺の各事業者のアクセスポイント設置状況を勘案して、設置事業者を決定します。アクセスポイント設置状況については、各事業者が自社ホームページ等で公開しているサービス案内等で確認します。）

3 応募資格

(1) 応募できる事業者は、法人格を有する団体とし、単独で本事業を実施するほか、複数の団体により構成される集団（以下「事業体」といいます。）で実施することができるものとします。事業体については、構成する団体（以下「構成団体」といいます。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続を行うこととします。

(2) 各団体（構成団体を含む）は、次に掲げる要件を満たしていることとします。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ 過去6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。

エ 次の申立てがなされている者ではないこと。

- 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
- 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て
- 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

カ 事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ケ 次の各号のいずれにも該当しないこと

- 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号、以下この項において「条例」という。）第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められること。
- 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行約又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有していると認められること。

4 応募方法

申込みを希望される場合は、お問い合わせフォームより総務局デジタル戦略本部室企画グループまでお問い合わせください。その後、申込み先のメールアドレスをご案内いたしますので、別添の申込書をご記入のうえ、次の書類と合わせてご提出ください。

なお、申し込みの前に、必ず協定書（本募集要項に添付）の内容をご確認ください。

- 公衆無線 LAN 設置候補施設一覧（本募集要項添付の一覧について、設置希望施設に○を記入）
- 設置機器の仕様が分かる資料（任意様式）

5 全体の流れ

- (1) 応募
- (2) 要件及び資格審査
- (3) 各施設管理者等と設置に係る調整（現地調整含む）
- (4) 協定の締結
- (5) アクセスポイント設置作業（順次）
- (6) 公衆無線 LAN サービス開始（設置したアクセスポイント毎に順次）

6 その他

- (1) 本件の応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (2) 本件に関するお問い合わせ等については、問合せ先で受け付けます。

【問合せ先】

神奈川県

総務局 デジタル戦略本部室 企画グループ

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1（神奈川県西庁舎 9 階）

Tel: 045-210-1111（内線 3363）